

薬についてのお願い

墨田区

※ 児童福祉施設である保育園では与薬を行わないのが原則ですが、慢性疾患などで保育時間中に与薬が必要なときは該当園でお預かりします。

1 下記の場合はお預かりできません

- ・ 保護者の方の個人的な判断で持参した薬(市販の薬)は保育園では対応できません
- ・ **熱を下げる解熱剤の坐薬は対応できません**

2 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・アトピー性皮膚炎などの経過が長引くような病気）で、日常における与薬や処置はお子さんを診察した医師が処方し調剤されたもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤されたものに限ります。

3 お子さんの薬は、本来は保護者に来ていただいて服用させていただくのですが、保護者が来られないときは、保育園の担当者（看護師）が保護者になって与えます。

4 与薬を依頼するときは、下記の事項を確認してください。

- ・「与薬連絡票」に必要事項を記載していただき、主治医による「与薬指示書」と一緒に薬を持参してください。
- ・ **袋や容器にお子さんの名前が記載されているもので、容器、薬袋に一回分ずつ入れて、当日分のみ保育士に手渡してください。**

5 与薬を希望される場合は、申し込み時に「年末保育のための病歴調査」「与薬希望書」に記入してください。

こちらから確認させていただくことがありますので、連絡先及び通話可能時間帯を必ず記入してください。